

インフォメーションセンター 教育機関 映像資料貸出利用規定

第1条 (目的)

この規定は、財団法人大阪国際交流センター（以下「センター」という）が、インフォメーションセンターにおいて、青少年の国際理解促進に資することを目的として行う映像資料の教育機関への貸出について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (利用団体の範囲)

貸出利用団体は、教育機関（著作権法に定める「学校その他の教育機関」）とする。

第3条 (利用対象)

貸出利用の対象とする映像資料は、センターが指定する国際理解等のビデオ、DVD等とする。

第4条 (貸出・返却方法)

貸出方法は貸出利用団体が所定の貸出申込書を提出し、貸出を受けるものとし、センターは貸出利用団体に対して、貸出申込書の記載事項を確認するために必要な証書等（職員証等）の提出を求められることができるものとする。

貸出利用団体は、センターで直接借り受けるほか、電子メール等で申込みをし、宅配等（郵便小包を含む。以下同じ）を利用して、貸出および返却を受けることができるものとする。

第5条 (利用料金)

貸出は無料とする。但し、宅配等を利用する場合の送料は貸出利用団体の負担とする。

第6条 (貸出期間・数量)

貸出期間は貸出日（宅配等での貸出の場合は発送した日）から起算して2週間を越えない期間とし、貸出数量は2巻以内とする。

第7条 (複製・転貸の禁止)

映像資料を複製、または第三者への転貸を禁止する。

第8条 (弁償の義務)

貸出利用団体は、紛失または破損等によって、借り受けた映像資料をセンターに返却することができなくなったり、価値を著しく損なうことになった場合は、現物または再購入価格相当分の実費をもって弁償しなければならない。

第9条 (施行細則)

この規定の実施に必要な事項は、別に定める。

附則 この規定は、平成20年12月5日から施行する。